

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容	6
1 いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策	6
(1) 山武市いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめの防止等のための組織等の設置	6
(3) いじめの防止等のための基本的な考え方	7
2 いじめの防止等のために市内小・中学校が実施する施策	9
(1) 「学校基本方針」の策定	9
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	10
(3) いじめの防止等に関する措置	11
3 重大事態への対処	11
(1) 重大事態発生と調査	11
(2) 重大事態発生の報告	12
(3) 調査の趣旨及び調査の主体	12
(4) 調査を行う組織	12
(5) 調査の実施	13
(6) 調査結果の提供及び報告	13
(7) 再調査及び措置	13
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14